

長 介 第 1049 号
平成 30 年 11 月 7 日

指定居宅介護支援事業所 管理者 様

長岡市福祉保健部
介 護 保 険 課 長

訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の
届出について（通知）

日ごろから、長岡市の介護保険事業の運営に格別の御協力をいただき、厚くお礼を申し上げます。

さて、平成 30 年 10 月より、利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、訪問介護における生活援助中心型サービスの利用回数が基準回数以上のケアプランについて、保険者への届出が必要となります。

つきましては、下記のとおり、届出方法について定めましたので、該当する居宅サービス計画について届出をお願いします。

記

1 厚生労働大臣が定める回数及び訪問介護

訪問介護（生活援助中心型サービス）の回数（1月あたり）

要介護度	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
基準回数	27 回	34 回	43 回	38 回	31 回

※上記の回数には、身体介護に引き続き生活援助が中心である訪問介護を行う場合の回数は含みません。

2 届出対象となる居宅サービス計画及び届出期限

平成 30 年 10 月 1 日以降に、利用者の同意を得て交付（作成又は変更）をした居宅サービス計画により、上記の回数以上の訪問介護を位置付けたものについて、翌月の末日までに届け出てください。

（例）10 月に作成又は変更したもの → 11 月末日までに届出が必要

3 届出書類

- （1）「訪問介護（生活援助中心型）の回数が多い居宅サービス計画の届出書」
- （2）居宅サービス計画書「第 1 表」～「第 7 表」の写し

- ※ 居宅サービス計画書「第1表」は、利用者へ交付し署名のあるもの
- ※ 居宅介護支援経過「第5表」は、生活援助中心型の訪問介護を位置づける根拠がわかるページのみ提出可

(3) 訪問介護計画書及びサービス実施報告書（評価）の写し

- ※ 訪問介護事業所から提供を受けたもの

(4) 基本情報（フェイスシート）の写し

(5) モニタリング記録（基準回数以上を位置づけた月の記録）の写し

(6) 課題整理表、生活行為向上アセスメント表①及び② ※長岡市様式

4 届出先

長岡市福祉保健部介護保険課 介護事業推進係

- ※ 郵送又は持参により提出してください。

- ※ 封筒表面に上記係名及び「生活援助中心型のケアプラン関係書類在中」と記載の上、関係書類を封入して提出してください。

5 その他

(1) この度の制度の見直しは、利用者の自立支援・重度化防止にとってより良いサービスを提供することを目的とするものであり、多職種協働による検証を行い、必要に応じて、ケアプランの内容の再検討を促すものです。利用者がさまざまな事情を抱えている場合もあることから、生活援助中心型サービスが基準回数以上となったことをもってサービスの利用制限を行うものではありません。

(2) 届出内容について、問い合わせることや追加の書類を求めることがあります。

(3) 提出されたケアプランについて検証する際、担当の介護支援専門員の同席を依頼する場合があります。

(4) 長岡市ホームページに概要や様式を掲載しています。

【長岡市ホームページトップ】→【健康・福祉】→【高齢者・介護】
→【居宅介護支援事業所指定申請について】→【訪問介護（生活援助中心型）のケアプランの提出について】

担 当：〒940-8501 長岡市大手通1-4-10

(送付先) 長岡市福祉保健部介護保険課

介護事業推進係 平野、渡邊（一）

電 話：0258-39-2245（直通）

F A X：0258-39-2278

E-mail：kaigo@city.nagaoka.lg.jp